

ケアマネ・ポート

巻 頭 言

編集委員 吉良 厚子

日本ケアマネジメント学会公開講座in京都・第3回近畿介護支援専門員研究大会が盛会のうちに終了いたしました。

ご協力並びにご出席いただきました皆様には厚く御礼申し上げます。また、会場の都合上、お申し込みいただいたにもかかわらず、お断りした方々には大変申し訳なく、改めてお詫び申し上げます。

一日目は、厚労省香取課長の予定時間を超えた情勢報告や会場が敏感に反応した2つの公開講座、歓声の絶えない懇親会が行われ、二日目の午前は多数の事例発表、午後は介護支援専門員の将来を考えさせられたシンポジウムと盛りだくさんで、出席された方には心地よい疲労感を味わっていただいたのではないかと思います。

第3回ということで、第1回の大阪府介護支援専門員協会・第2回の和歌山県介護支援専門員協会の皆様が培われた大会運営方法を参考にさせていただきながらの運営でしたので、比較的落ち着いた雰囲気、京都らしい大会が開催されたのではないかと自負しております。

次回、兵庫県介護支援専門員協会が運営されます第4回近畿介護支援専門員研究大会も盛大な大会となりますようお祈りいたしております。

CONTENTS

- 2 日本ケアマネジメント学会
公開講座 in 京都
第3回近畿介護支援専門員
研究大会
- 4 メディケアレポート
- 6 各ブロックとの懇談
- 7 理事会報告
- 8 編集後記

日本ケアマネジメント学会公開講座 in 京都 第3回近畿介護支援専門員研究大会

3月13日(土)、14日(日)に日本ケアマネジメント学会公開講座in京都 第3回近畿介護支援専門員研究大会が京都テルサで開催され、近畿2府4県を中心に各府県から約1,100名が参加した。

第一日目は厚生労働省老健局振興課課長・香取照幸氏による情勢報告「介護保険制度改正と介護支援専門員の今後」、続いて龍谷大学教授・池田省三氏による公開講座①「ケアマネジメントの現状と課題」、日本福祉大学教授・野中猛氏による公開講座②「本当のケアマネジメントを探る」が行われた。

第二日目の午前は5つの分科会場に分かれ、参加者による実践事例発表会が、午後からはシンポジウム「介護支援専門員の実務と組織化のあり方について」が開かれた。

ここでは大会冊子にサマリー等何も資料が掲載されていないシンポジウムの状況を報告する。

「介護支援専門員の実務と組織のあり方について」

全国介護支援専門員連絡協議会の木村隆次会長は、自身が委員を務める厚生労働省社会保障審議会介護保険部会の審議状況と、介護支援専門員の代表委員として制度見直しに向けて要望している内容等について報告。介護保険部会は本年6月を目途に論点をまとめるスケジュールになっているが、「(制度見直し論議は)実質的には今秋から始まる」として、これに向けてデータ収集などの活動を行い、「先手先手で攻めていく」と意気込んだ。具体的には“現場の生の声を届ける”ため、先日全国の介護支援専門員個人に対してアンケート調査(平成14年11月に実施。回答者数1,871人、回答率52.8%)を行い、第9回の介護保険部会に中間報告を提出した(WAMNETに全文掲載)。

この調査結果から導き出された現場で活躍する介護



支援専門員の生の声とは「ケアマネジメントの適正化」で、具体的にはケアマネジメント業務として適正な勤務時間、明確な業務範囲、公平・中立な視点であり、そのためには1人の介護支援専門員の担当利用者数を30人程度とし、それで自立できる介護報酬の設定と介護支援専門員のスキルアップのための研修義務化や内容の見直し、さらに本来行政の役割である処遇困難事例の相談機関設置など、介護支援専門員としての業務範囲の明確化を求めていくと述べた。

コーディネーターの白澤大阪市立大学教授から「業務範囲の明確化」をどのように求めていくのかを質された木村会長は「アンケート調査をクロス集計等して最終報告書を5月末までに作成し、それを持って国と交渉する」とし、現在ケアマネジャーが行政に便利に使われている現状に触れ、「市町村が本来の仕事をしていない。これはケアマネジャーが市町村組織で対応できていないからだ」として市町村等地域レベルでの組織化を訴え、「組織として市町村と対峙していただき、同時にその内容を中央にも上げて欲しい。それを介護保険部会で全国市長会、町村会にぶつけていきたい」と力強く呼びかけた。

最後に木村会長は、全国介護支援専門員連絡協議会のホームページを4月にも立ち上げる方針であること、“いいケアマネの事例”を集めてオープンにしていきたいことを報告した。

協会認定制度も視野に 兵庫県での質向上の取り組み

続いて兵庫県介護支援専門員協会の土岐保正会長は、介護支援専門員の質向上のために取り組んでいるユニークな活動を報告した。兵庫県協会では日本医師会認定産業医制度を参考に「研修手帳」を考案。介護支援専門員として必要な研修項目を各分野ごとに設定し、それぞれ研修を受けると受講シールを発行、全50単位を受講するとある一定水準を満たしたと協会が認めるもの。その研修の一部として看護協会や介護福祉士会などといった関係団体の当該会員向けの研修会を介護支援専門員にも開放していただいている工夫も紹介した。

また医師や看護師等の専門職の研修は制度化されていないのに介護支援専門員については現行研修等が定められていることについて触れ、「国で研修をやると更新制などの発想が出てくる。さらに行政のやる研修

日本ケアマネジメント学会公開講座 in 京都 第3回 近畿介護支援専門員研究大会



は訳が分からないし、協会ならニーズに応じたものができる」と組織が実施する研修の正当性を主張。さらにその研修内容を一般市民に開示することによって「自主的に研修を行い、それを社会に見せて評価を得る」とし、質向上に努めることにより地位向上をPRした。

ケアマネは「怒っている」

在宅介護支援センターに所属し、実際に居宅介護支援を行っている京都府介護支援専門員協議会の北山重良理事は、「(居宅のケアマネを取り巻く環境の悪さに)ケアマネは怒っている」とケアマネの悲痛な叫びを自身が代表して訴えた。さらに「ケアマネ対象のアンケート調査に正直に回答した結果、その悪い部分のみがピックアップされている」と15年4月改定で居宅介護支援の減算要件が導入されるもととなった根拠を指

摘、木村会長に全国協議会が行ったアンケート結果の慎重な取扱いを求めた。

また、最近特に保険者や都道府県の事業者に対する対応が厳しくなってきたことに触れ、「(悪徳業者の締め出しは大事だが)行政が権力を“乱用”したら、また新たな“措置”に戻ってしまう」と介護保険制度がその理念に反して行政主導の運営に移行しつつある点を牽制した。

さらにケアマネジメントリーダー事業に触れ「リーダーは養成したが実際に何をやっていいのか分からないし、現業があってリーダー活動が十分にできない」と述べ、ケアマネ支援等は行政ではなく都道府県や地域の組織の自主性に任せるよう訴えた。

他職種がケアマネにあこがれるようなシステム

コーディネーターの白澤教授は、全国協議会が行ったアンケート結果では、ケアマネジャーは「やりがいを感じて仕事をしている」と回答したのが多かった一方、北山理事の「怒りを感じている」発言もあり「どちらが本当か」として、会場の参加者が実際にどう考えているのか挙手を求めた。その結果多数の方が両方とも挙手し、特に若干「怒りを感じている」が多かったことから、こういう複雑な現状の改善を訴えるよう木村会長に求めた。木村会長は「同じ職場で働くケアマネ資格未取得者が、ケアマネにあこがれるようなシステム作り」を目指す述べた。

日本ケアマネジメント学会公開講座 in 京都 第3回 近畿介護支援専門員研究大会

当日配布冊子をお分けします

ご希望の方はA4版の入る返信用封筒を京都府介護支援専門員協議会事務局までお送り下さい。先着100名に限り無料(送料も)でお分けします。ただし会員に限らせていただきます。

なお、当日の講演内容も含めた「大会報告書」も作成する予定です。詳細は後日お知らせします。

また、3月13日の厚労省・香取課長の講演のみテープ録音してあります。ご希望の方に実費でお分けいたしますので、事務局までFAX、メールでお申込み下さい。

メディアケアレポート

厚労省改革本部、社保審介護保険部会、全国課長会議

I. 介護制度改革本部

厚生労働省は介護保険制度の見直しに向け、福祉、医療、年金など省内の関連部局で構成する「介護制度改革本部」を設置。社会保障審議会介護保険部会で出された意見を具体的に反映させた改革案を作成すること、さらに、介護予防と老人保健の健康づくり、介護保険事業計画と各種の地域福祉・医療計画、年金給付と施設入所の「二重取り」問題など制度間で重複したり、整合性が取れていない多くの課題を調整する役割を持つ。

なお、制度見直しは2005年の通常国会を経て2006年度施行となる。3期目の介護保険事業（支援）計画、介護報酬改定と同時実施になる。

II. 介護保険部会

3月9日までの10回の会合でさまざまな意見が飛び交ったが、これらを厚労省は「これまでの議論の整理」（案）として制度見直し原案を作成、3月24日の第11回部会に提出した。

◆給付の重点化・効率化

- ・要支援、軽度の要介護者への給付は筋トレなど予防給付に重点
- ・在宅介護支援体制の整備（相談窓口設置、夜間対応）
- ・施設入所者は重症者に重点、主治医の関わり方の見直し
- ・施設の個室化の推進

◆負担のあり方

- ・第1号被保険者の保険料は負担能力をよりきめ細かく反映する
- ・保険料天引き対象の年金を遺族年金、障害年金にまで拡大
- ・施設入所者の住居費・食費等のホテルコストを利用者負担に

◆制度運営のあり方

- ・介護サービス事業者の指定に更新制（6年毎）を導入
- ・市町村長に事業所への立ち入り権限と指定拒否権限を付与
- ・指定取消業者は5年間は再指定不可、経営陣氏名の公表

◆被保険者の範囲

支援費制度との統合、保険料徴収年齢引き下げ等の課題について4月以降に議論

なお、各回での限られた時間での議論では各委員の意見が十分に伝わらないことから、各委員が順番に意見書をまとめ、部会に提出している。主な点は下記の通り。

- ・第三者評価は利用者の選択をより助けるための情報提供を主として考えるべきである。
- ・有料老人ホームやグループホームでも訪問看護等医療系サービスの適用を認めるべきである。
- ・「サービスの4種類以上加算」は合理性がない。新規加算を創設すべき。
- ・月1回以上の訪問面接義務は廃止すべきである。訪問面接の必要回数は利用者の個々の状況によって異なる。義務づけにより頻回訪問の必要な利用者への訪問の妨げとなるばかりか、減算回避のための表面的な訪問にとどまっている。
- ・減算ではなくポジティブ評価として介護支援専門員のモチベーションを高めること。

III. 全国高齢者保健福祉・介護保険関係主管課長会議

1. 介護給付の適正化等について

介護報酬算定に関する告示を適切に理解した上、加算・減算等の基準に沿った介護報酬の請求であるかなど、実地指導等で重点的にチェックされる

メディアケアレポート

2. 国保連合会介護給付適正化システム

国保連合会が持つ給付実績データを都道府県や保険者が入手して加工するシステム。不適正・不正な可能性のある事業所を抽出することが可能。

例えば支援事業所毎の①要介護度の改善割合、②支給限度額割合、③同一法人サービス利用割合などの一覧を出し、一定水準を超える事業所の抽出が可能。

3. 要介護認定について

平成16年4月1日以降申請受付分から認定有効期間を、現行「原則6ヵ月、最長12ヵ月」から「原則12ヵ月、最長24ヵ月」に改正された。案の段階では対象は“要介護4または5”となっていたが、最終的に「重度の要介護状態にある場合を基本とするが、個々の事例毎に原則より長期間要介護状態が継続すると見込まれる場合を判断する」となった。

4. 介護輸送に係る法的取扱いについて「中間整理案」

(1) 訪問介護

- ①訪問介護事業者等が行う要介護者等の輸送については、道路運送法の事業許可（一般又は特定）によることを原則とする（許可基準を緩和するとともに、運賃に係る認可基準、審査手続を弾力化する）。
- ②NPO等の非営利法人は、一定の手続、条件の下で、自家用自動車の有償運送許可によりことができる（特区措置の全国実施）。
- ③訪問介護員等が自己の車両で要介護者等を有償で運送する場合についても、自家用自動車の有償運送許可によりことができる。
- ④一定の準備期間の後、訪問介護サービス等に連続して移送を行う場合は、道路運送法上の許可を求めることとし、無許可で輸送を行う事業者については、介護報酬の対象としないものとする。

(2) 施設介護

施設介護事業者が行う要介護者の送迎輸送については、自家輸送であることを明確化する（つまり道路運送法適用対象外である）とともに、輸送安全の向上の観点から、運行管理体制の確保、送迎輸送の外部委託化等を促進する。

5. 介護サービス第三者評価のモデル事業

2004年度から2回に分けて実施。04年度早期に第1次モデル事業として全国7ブロックで訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具貸与、通所介護、特定施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設の7種類について2事業所ずつを対象に実施。続いて夏頃に第2次モデル事業として今度は全都道府県で各4事業所ずつ実施される。第三者評価は利用者が事業所を選択する際の判断に役立つ情報開示の標準化であり、事業所の格付けや画一化につながるものではないとした。評価項目は事業所が行っていることを前提として設定、抽象的・主観的な情報はのぞき、同時に事業者自身の質向上への取り組みにつながるものとする方針。

介護支援専門員登録証明書【携帯用】のパウチサービス

協議会では、携帯用の「介護支援専門員登録証明書」のパウチサービスを無料（送料も）行います。ご希望の方は携帯用の「介護支援専門員登録証明書」を協議会宛にお送り下さい。

なお、非会員の方も200円（送料含む）で実施します。

各ブロックとの懇談

丹後ブロックとの懇談

丹後ブロックと協議会役員との懇談が、2月15日に大宮町アグリセンターで開催され、上原会長を始め役員3人、丹後ブロックからは会員32名が参加し、15年4月改定による窮状や北部地域独特の問題などが報告された。

冒頭、上原会長は現在介護保険制度見直しに向けて厚労省社会保障審議会介護保険部会での議論が続いていることを報告。全国介護支援専門員協議会の木村会長が委員であることから、全国組織を通じて現場のケアマネジャーの声を国に届けることを始め、京都府、保険者あるいは京都府介護支援専門員協議会への意見・要望等を直接聞く場として、各ブロックとの懇談会を開催していることを説明した。

続いて質疑応答・要望聴取が行われた。主なやりとりは下記の通り。

- ・ケアマネジャー1人で利用者50人ぐらいで精一杯で、新規利用者を受けられない。報酬を上げてもらってケアマネを増やし、ケアマネ1人あたりの利用者を減らしてもらいたい。
- どこの地区からも出ている意見。ケアマネ専従でできている方は少ないと思う。専従できて十分なケアマネジメントができる報酬を求めていく。
- ・1人ケアマネの事業所は負担が大きく相談相手もない。
- ケアマネジメンタリーダー事業や京都府介護支援専門員協議会の相談窓口をご利用いただきたい。
- ・実地指導ではケアマネが少なく、しかも兼務で大変な状態にもかかわらず頑張っているところを全く評価されず、アラ探しばかりされてる。
- 京都府は「各サービスの運営に関する基準」に則ってサービスを提供しているかどうかを確認するだけなので、頑張っているところを評価してもらえという期待は持たない方がいい。
- ・病院からの退院時に居宅介護支援を依頼されるが、退院時に申請してたのでは認定が出るまでに1カ月かかるのでサービス提供に支障が出る。早めに連絡をいただくか、入院時に申請をしてもらえたら助かる。
- 病院と居宅介護支援事業所との連携強化が必要。介護保険制度についての詳細な認識が少ない病院もあるかも知れない。病院側への周知・呼びかけはこちらかする。
- ・4種類加算よりも初期加算を。居宅介護支援事業所の管理者の意識改革も根本的な問題として必要。
- 管理者の立場としては経営の問題もあり難しい問題である。もともと報酬が少ないことが原因である。極端な認識の低さの是正は考えたい。
- ・実務研修の内容が変わったようだが現任にその内容が伝わっていない。現任研修も定員があってもなかなか参加させてもらえない。
- 研修の内容・システム・回数などを工夫させていただく。

ケアマネ・コムから

<伝言板>

- ・介護支援専門員の実態にかかる全国調査実施状況
- ・全国高齢者保健福祉・介護保健関係主管課長会議の状況
- ・国保連新介護費用適正化システムについて
- ・厚生労働省社会保障審議会介護保険部会の審議情報（第11回まで）

<共有フォルダ>（16年2月以降新規分のみ掲載）

- ・介護輸送にかかる法的取扱いについて
- ・第11回介護保険部会資料「これまでの議論の整理」（案）
- ・全国協議会実施「介護支援専門員の実態にかかる全国調査」中間報告
- ・全国高齢者保健福祉・介護保健関係主管課長会議の状況

※共有フォルダのデータは一旦お手持ちのパソコンにダウンロードしてからお使い下さい。ダウンロードの方法は、TOPから共有フォルダを開くと保存されているデータ一覧（「タイトル」と「ファイル」）が表示されます。必要なデータの「ファイル」名のところで右クリックして「対象をファイルに保存」を選んで任意の場所に保存してください。WORD、一太郎両方で保存しているデータもありますので、お使いのワープロソフトに適合したデータをお使い下さい。

理事会報告

第7回理事会（平成16年2月16日）

I. 報 告

1. ブロック活動報告
2. 京都府ケアマネジメントリーダー養成研修の実施について
3. 介護移送を考える府政円卓会議について
4. 京都市ケアプラン指導研修の実施について
5. 第1回京都府高齢者自立支援推進委員会の開催予定について

II. 協 議

1. 山科区居宅介護支援事業所連絡会・サービス事業所実務者会議への講師派遣について
→三浦理事を派遣することを承認。
2. 右京区ケアマネジャー連絡会への来賓挨拶依頼について
→出席可能な役員が挨拶する。
3. 近畿介護支援専門員研究大会の運営について
4. 「介護サービス計画（ケアプラン）作成の基本的考え方」の購入について
→事務局保存用（来客者閲覧可能）を購入するとともに実務研修指導者に案内する。

第8回理事会（平成16年3月10日）

I. 報 告

1. ブロック活動報告
2. 高齢者虐待防止・高齢者自立支援に係る講演会の開催について
3. 京都府ケアマネジメントリーダー養成研修の状況について
4. 京都市ケアプラン指導研修（施設版）の実施予定について

II. 協 議

1. 近畿介護支援専門員研究大会の運営について
2. 「介護支援専門員現任研修」の共催について
→本年度から実務研修の指導要項が変わり、前年度以前に資格取得したケアマネに対するその内容の周知と、減算要件の徹底のため、京都府医師会、本協議会、京都MDS研究会の3者共催で現任研修会を開催することを承認。
3. 京都府介護サービス評価検討委員会委員の推薦について
→清水副会長の推薦を承認。
4. 会員への周知広報依頼について
→中央法規出版の「福祉用語辞典」のチラシをケアマネポートに同封することを承認。

編集後記

地球温暖化の影響なのか、桜の花が例年より1週間も早く咲いたようです。過去3番目に早い開花だそうです。前回、私が編集後記を担当した折には、台風4号が38年ぶりに5月に日本上陸というニュースがありました。地球に異変が起きているのでしょうか。3月28日の日曜日には、花見客・観光客等で京都市内は人と車でいっぱいでした。この様子では、新入生の入学式が行われる頃には葉桜になっているのではないかとされます。早く暖かくなるのはいいですが、入学式に桜が咲いていないのは少し寂しい気がします。

3月13・14日には日本ケアマネ学会in京都・第3回近畿介護支援専門員研究大会が当協議会の担当で開催されました。多数の参加申込をお断りした方には大変ご迷惑をおかけし、申し訳ありませんでした。来年は兵庫県の当番で神戸で行われることになっております。その折にも、会員各位のご協力の程よりしくお願いいたします。

介護保険も2005年度の法改正の国会審議に向けて、2004年度は今後の介護保険のあり方について議論が活発になってくると思われま

す。ケアマネジャーの意見を法改正に反映させるべく、全国組織もできました。当協議会といたしましても、地域のケアマネの意見・要望が日の目を見れるよう努力してまいります。毎日の業務でお忙しくされているとは思いますが、各ブロックにおきましてご意見を取りまとめたいただき、担当理事を通してご意見を頂戴したいと思います。今後もケアマネのための協議会として活動していきますので、ご協力の程よりしくお願いいたします。

また、これからいろいろな情報が出てくると思います。いち早く「ケアマネポート」・「ケアマネコム」に掲載していきますので、ご利用をよりしくお願いいたします。

京都府介護支援専門員協議会 理事
竹原 賢治

平成16年度総会（予告）

と き 6月12日(土) 午後2時～（予定）

ところ 未 定

正式な案内を後日会員各位宛にご送付申し上げます。

京都ケアマネ・ポート「17号」

発行人
編集人
編集委員
発行元

2004年3月31日 発行

上原 春男

宮坂 佳紀

竹原 賢治 村上 淳 小林 啓治 吉良 厚子

京都府介護支援専門員協議会

〔連絡先〕

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町375
府立総合社会福祉会館（ハートピア京都）7F
TEL. 075-254-3970 FAX. 075-254-3971
E-mail : kyotocaremane@aol.com